

別紙－１①

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築物)

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●評価対象項目 ☐ 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☐ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☐ 現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。 ☐ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☐ 建設業退職金共済制度（建退共）の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☐ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☐ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項等が無い。 ☐ その他 理由：			☐ 施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	評価値	●判断基準 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 評価値が90%以上・・・a ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満・・・b ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） 評価値が60%以上80%未満・・・c ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 評価値が60%未満・・・d				
II. 配置技術者（現場代理人等）	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である	
	●評価対象項目 ☐ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。 ☐ 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。 ☐ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 ☐ 契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第18条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。 ☐ 書類及び資料が適切に整理されている。 ☐ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 ☐ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 ☐ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 ☐ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 ☐ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 ☐ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項等が無い。 ☐ その他 理由：			☐ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。	
	評価値	●判断基準 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 評価値が90%以上・・・a ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%以上90%未満・・・b ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） 評価値が60%以上80%未満・・・c ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 評価値が60%未満・・・d				

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e								
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である								
		●評価対象項目 ☐ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 ☐ 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 ☐ 施工計画書に基づき、出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。 ☐ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 ☐ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 ☐ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 ☐ 現場内での整理整頓が、常時行われている。 ☐ 使用する建築材料（以下「材料」という）・設備機材（以下「機材」という）の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 ☐ 社内検査が計画的に行われている。 ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 ☐ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項等が無い。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。								
	評価値	●判断基準 <table border="0"> <tr> <td>評価値が90％以上・・・a</td> <td>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。</td> </tr> <tr> <td>評価値が80％以上90％未満・・・b</td> <td>② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>評価値が60％以上80％未満・・・c</td> <td>③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）</td> </tr> <tr> <td>評価値が60％未満・・・d</td> <td>④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td> </tr> </table>			評価値が90％以上・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。	評価値が80％以上90％未満・・・b	② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。	評価値が60％以上80％未満・・・c	③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）	評価値が60％未満・・・d	④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
評価値が90％以上・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。													
評価値が80％以上90％未満・・・b	② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。													
評価値が60％以上80％未満・・・c	③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）													
評価値が60％未満・・・d	④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。													
	II. 工程管理	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である								
		●評価対象項目 ☐ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 ☐ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 ☐ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 ☐ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 ☐ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 ☐ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。 ☐ 休日・代休の確保を行っている。 ☐ 近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項等が無い。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。								
	評価値	●判断基準 <table border="0"> <tr> <td>評価値が90％以上・・・a</td> <td>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。</td> </tr> <tr> <td>評価値が80％以上90％未満・・・b</td> <td>② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>評価値が60％以上80％未満・・・c</td> <td>③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）</td> </tr> <tr> <td>評価値が60％未満・・・d</td> <td>④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</td> </tr> </table>			評価値が90％以上・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。	評価値が80％以上90％未満・・・b	② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。	評価値が60％以上80％未満・・・c	③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）	評価値が60％未満・・・d	④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		
評価値が90％以上・・・a	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。													
評価値が80％以上90％未満・・・b	② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。													
評価値が60％以上80％未満・・・c	③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）													
評価値が60％未満・・・d	④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。													

別紙－１③

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築物)

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	III. 安全対策	☐ 優れている ●評価対象項目 ☐ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ☐ 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 ☐ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には是正指示している。 ☐ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☐ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☐ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☐ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☐ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ 過積載防止に十分に取り組んでいる。 ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項等が無い。 ☐ その他 理由：	☐ 良好である	☐ 適切である ※該当すればc評価 ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。	☐ やや不適切である ☐ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	評価値	●判断基準 評価値が90％以上・・・a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 評価値が80％以上90％未満・・・b ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が60％以上80％未満・・・c ③ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（） 評価値が60％未満・・・d ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
IV. 対外関係		☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●評価対象項目 ☐ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☐ 工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 ☐ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ 近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☐ 現場のイメージアップに、取り組んでいる。 ☐ 「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項等が無い。 ☐ その他 理由：	☐ 対外関係に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。			
	評価値	●判断基準 評価値が90％以上・・・a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 評価値が80％以上90％未満・・・b ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が60％以上80％未満・・・c ③ 評価値（％）＝該当項目数（）／評価対象項目数（） 評価値が60％未満・・・d ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 建築 (AEM共通)	☐ 優れている ☐ 良好である ☐ 適切である	☐ 優れている ☐ 良好である ☐ 適切である	☐ 優れている ☐ 良好である ☐ 適切である	☐ やや不適切である ☐ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 不適切である ☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
	評価値	●評価対象項目 ☐ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足している。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☐ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☐ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☐ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ その他 理由：				
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 評価値が80%以上90%未満・・b ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が60%以上80%未満・・c ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () 評価値が60%未満・・・・・・d ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。				

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 必須	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●評定に対応するシートを下記の中から必ず選択（チェック）して、以降の該当シートに記入すること。 ☐ 建築工事のみ ☐ 電気設備工事・受変電設備工事のみ ☐ 暖冷房衛生設備工事・機械設備工事のみ ☐ 複合工事（下記より選択） ※選択した考查項目運用表にチェック ☐ 建築工事 ☐ 電気設備工事・受変電設備工事 ☐ 暖冷房衛生設備工事・機械設備工事 ※上記で選択されたシートが工事成績評定書に反映される。				

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 ☐ 材料・製品の品質が、製作図面等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、良好である。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由： ※１．目的物の品質の水準を評価すること。 ※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※３．１つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が２以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。 ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種）			☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		●判断基準 評価値が90%以上・・・a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 評価値が80%以上90%未満・・・b ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が60%以上80%未満・・・c ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） 評価値が60%未満・・・d ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	電気設備工事・ 受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由： ※１．目的物の品質の水準を評価すること。 ※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、 工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※３．１つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が２以上複合している工事 については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。 ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、 この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種）			☐ 品質の管理に関して、監督員から 文書による改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員 が改造請求を行った。
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。				

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備工事・機械設備工事	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☐ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☐ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☐ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他 理由： ※１．機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。 ※２．目的物の品質の水準を評価すること。 ※３．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※４．１つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が２以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。 ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種）			☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 複合工事 最大3工種	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●必ず下記の加重平均評価値よりチェックする。			●1工種でも該当があれば、チェックする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	●1工種でも該当があれば、チェックする。 ☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。
		○評価値が90%以上・・・・・・・・a				
		○評価値が80%以上90%未満・・・b				
		○評価値が60%以上80%未満・・・c				
○評価値が60%未満・・・・・・・・d						
●必ず下記の枠に工事費比率(0も記入)を記入する。						
	工事費比率	該当項目率	加重平均評価値			
建築						
電気						
機械				%		

[illegible]

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 配置技術者（現場代理人/監理技術者/主任技術者）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他 理由： 詳細評価内容： ※１．工事担当課長は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。（監１シートの別紙－１②II．工程管理も確認する。） ※２．評価にあたっては評価対象項目のチェックの数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※３．チェックした評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。			●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 該当項目が４項目以上 ☐ b 該当項目が３項目以上 ☐ c 該当項目が１項目以上 ☐ d 工程管理がやや不適切である ☐ e 工程管理が不適切である	

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ その他 理由： 詳細評価内容： ※1. 工事担当課長は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。（監1シートの別紙－1③Ⅲ. 安全対策も確認する。） ※2. 評価にあたっては評価対象項目のチェックの数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. チェックした評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。			●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ○ a 該当項目が5項目以上 ○ b 該当項目が3項目以上 ○ c 該当項目が1項目以上 ○ d 安全管理がやや不適切である ○ e 安全管理が不適切である	

※ 1. 工事特性は、最大 20 点の加點評価とする。なお、1 項目の複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
 ※ 2. 監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
 ※ 3. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。
 ※ 4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 優れている	☐ やや優れている	☐ 良好である	☐ やや良好である	☐ 他の評価に該当しない
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 災害時等に地域への救援活動等に協力した。 ☐ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 ☐ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 ☐ その他 理由：				●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ○ a 該当項目が 5 項目 ○ a' 該当項目が 4 項目 ○ b 該当項目が 3 項目 ○ b' 該当項目が 2 項目 ○ c 該当項目が 0 項目又は 1 項目
		詳細評価内容： ※ 1. 工事担当課長は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。 ※ 2. 評価にあたっては評価対象項目のチェックの数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※ 3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。 ※ 4. チェックした評価対象項目について、評価した内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。				

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目

7. 法令遵守等

●土木・建築工事
共通

法令遵守等の該当項目一覧表

措 置 内 容	措置点数		総合点数
○ 1. 指名停止 3 ヶ月以上	－ 2 0 点		0
○ 2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－ 1 5 点		0
○ 3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－ 1 3 点		0
○ 4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－ 1 0 点		0
○ 5. 文書注意（改善指示）	－ 8 点		0
○ 6. 口頭注意	－ 5 点		0
○ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－ 3 点		0
○ 8. その他 理由：	(必ず右の欄に直接入力すること。)		0
○ 9. 該当項目なし ※該当項目なしの場合はチェックを入れる			

減点0点

① 本検査項目（7. 法令遵守等）での評価は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。

② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。

④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、上表の「8. その他」で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。

2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。

3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。

4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。

5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。

6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。

7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。

10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなどの下請代金支払遅延等防止法第 4 条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。

11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。

12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。

13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の一次下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●評価対象項目 ☐ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・c 評価値が60%未満・・・d			① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%)＝該当項目数 ()／評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。	

(検査員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e			
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形 建築（AEM共通）	☐ 特に優れている	☐ 優れている	☐ 特に良好である	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である			
	評価対象項目	●評価対象項目 ☐ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施している。 ☐ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。			
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が50%以上60%未満・・・c 評価値が50%未満・・・d					① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。				

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 必須	☐ 特に優れている	☐ 優れている	☐ 特に良好である	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		● <u>評定に対応するシートを下記の中から必ず選択（チェック）して、以降の該当シートに記入すること。</u>						
	☐ 建築工事のみ ☐ 電気設備工事・受変電設備工事のみ ☐ 暖冷房衛生設備工事・機械設備工事のみ ☐ 複合工事（下記より選択） ※選択した調査項目運用表にチェック ☐ 建築工事☐ 電気設備工事・受変電設備工事☐ 暖冷房衛生設備工事・機械設備工事 ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。 ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。 ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種） ※上記で選択されたシートが工事成績評定書に反映される。							
III. 出来ばえ 総合	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ 劣っている				
		※上記で選択されたシートが工事成績評定書に反映される。 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・c						

考 査 項 目 別 運 用 表（建築工事）

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 建築工事	☐ 特に優れている	☐ 優れている	☐ 特に良好である	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●評価対象項目 ☐ 材料・製品の品質が、製作図面等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ その他 理由： ※１．目的物の品質の水準を評価すること。 ※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※３．１つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が２以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。 ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種）					☐ 品質管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が50%以上60%未満・・・c 評価値が50%未満・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。						
	Ⅲ．出来ばえ 建築工事	☐ 優れている		☐ 良好である		☐ 適切である	☐ 劣っている	
		☐ きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ☐ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 使い勝手や使用者の安全に対する考慮に優れている。 ☐ 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ☐ 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ 保全に配慮した施工がなされている。 ☐ その他 理由：					☐ 出来ばえが劣っている。	
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。						

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事・ 受変電設備工事	☐ 特に優れている	☐ 優れている	☐ 特に良好である	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である
		●評価対象項目 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ その他 理由： ※１．目的物の品質の水準を評価すること。 ※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※３．１つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が２以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。 ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種）					☐ 品質管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 評価値が80%以上90%未満・・・・a' ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が70%以上80%未満・・・・b ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） 評価値が60%以上70%未満・・・・b' ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。 評価値が50%以上60%未満・・・・c 評価値が50%未満・・・・・・d						
	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事・ 受変電設備工事	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ 劣っている		☐ 出来ばえが劣っている。	
		☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ その他 理由：						
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 評価値が80%以上90%未満・・・・b ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 評価値が80%未満・・・・・・c ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。						

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築物)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質 暖冷房衛生設備 工事・機械設備 工事	☐ 特に優れている ☐ 優れている ☐ 特に良好である ☐ 良好である ☐ 適切である					☐ やや不適切である	☐ 不適切である
	評価値	●評価対象項目 ☐ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ その他 理由： ※１．機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。 ※２．目的物の品質の水準を評価すること。 ※３．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※４．１つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が２以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。 ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種）					☐ 品質管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
	評価値	●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・b' 評価値が50%以上60%未満・・・c 評価値が50%未満・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。						
	III. 出来ばえ 暖冷房衛生設備 工事・機械設備 工事	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ 劣っている			
	評価値	☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が90%以上・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目はチェックしない。 ② 評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。					☐ 出来ばえが劣っている。	

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 複合工事 最大3工種	☐ 特に優れている	☐ 優れている	☐ 特に良好である	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ やや不適切である	☐ 不適切である	
		●必ず下記の平均値よりチェックする。						●1工種でも該当があれば、チェックする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	●1工種でも該当があれば、チェックする。 ☐ 品質が不適切であったため、検査職員が補修指示を行った。
		○評価値が90%以上・・・・・・・・a							
		○評価値が80%以上90%未満・・・a'							
		○評価値が70%以上80%未満・・・b							
○評価値が60%以上70%未満・・・b'									
○評価値が50%以上60%未満・・・c									
○評価値が50%未満・・・・・・・・d									
●必ず下記の枠に工事費比率（0も記入）を記入する。									
	工事費比率	該当項目率	加重平均評価値						
建築									
電気									
機械									
				%					

考 査 項 目 別 運 用 表 (建築工事)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 複合工事 最大3工種	☐ 優れている	☐ 良好である	☐ 適切である	☐ 劣っている	
		●必ず下記の平均値よりチェックする。			●1工種でも該当があれば、チェックする。	
		○評価値が90%以上・・・・・・・・a			☐ 出来栄えが劣っている。	
		○評価値が80%以上90%未満・・・b				
		○評価値が80%未満・・・・・・・・c				
		●必ず下記の枠に工事費比率（0も記入）を記入する。				
		工事費比率	該当項目率	加重平均評価値		
	建築					%
	電気					
	機械					